

令和2年度
第2回
宮崎地方最低賃金審議会

宮崎労働局

開催日時 令和2年7月29日(水)午前10:00～
開催場所 宮崎合同庁舎2階
共用大会議室

会 次 第

- 1 宮崎県最低賃金の改正決定に係る意見について
- 2 運営小委員会報告
- 3 令和2年度地域別最低賃金改正の目安について
- 4 宮崎県最低賃金専門部会委員の選任について
- 5 令和2年賃金改定状況調査結果等について
- 6 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無の諮問及び検討小委員会の設置について
- 7 その他



宮崎労基 0729 第 1 号
令和 2 年 7 月 29 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子 殿

宮崎労働局長 名田 裕



宮崎県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 2 年 7 月 9 日付けをもって申出代表者 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長 中川育江から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

1 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 5 号）

申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長（委員長） 今村 彰博

2 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 3 号）

申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会 代表 秋山 邦光

3 宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 4 号）

申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事 西 広継

4 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 2 号）

申出者 日本食品関連産業労働組合連合会
宮崎地区協議会 議長 鬼束 賢一

令和2年度
第2回
宮崎地方最低賃金審議会資料

宮 崎 労 働 局

令和2年度第2回
宮崎地方最低賃金審議会資料目次

1	宮崎県最低賃金の改正決定に係る意見	1
2	令和2年度宮崎地方最低賃金審議会運営小委員会報告	7
3	宮崎地方最低賃金審議会宮崎県最低賃金専門部会委員名簿	9
4	特定（産業別）最低賃金改正申出	11
5	令和2年度特定（産業別）最低賃金改正申出に関する要件審査結果	13
6	宮崎地方最低賃金審議会運営計画（案）	15
7	公示日別最短効力発生予定表	17
8	会長声明 令和2年7月6日議決（宮崎県弁護士会）	21
9	月例経済報告 令2年7月（内閣府）	25
10	雇用失業情勢（令和2年5月分）宮崎労働局職業安定課	35
11	令和2年賃金改定状況調査結果（第2回目目安小委員会）	49
12	生活保護と最低賃金（第2回目目安小委員会）	59
13	地域別最低賃金額、未満率及び影響率（第2回目目安小委員会）	63
14	賃金分布に関する資料（第2回目目安小委員会）	67
15	最新の経済指標の動向（第2回目目安小委員会）	107
16	新型コロナウイルス感染症関係資料（第2回目目安小委員会）	155
17	高卒初任給・最賃額格差・募集賃金（目安小委員からの追加要望資料）	196
18	消費者物価指数の推移（目安小委員からの追加要望資料）	200
19	未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（第3回目目安小委員会）	216

別途追加資料

1	令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)(写)	1
2	新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報 (7月17日現在集計)	9
3	家計調査報告 令和2年5月分	11

宮崎県最低賃金審議会委員 各位

宮崎県労働組合総連合

議長 江良 尚裕

2020年度宮崎県最低賃金額改定にあたっての意見

労働者の労働条件の向上と宮崎県の経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様にご心から敬意を表します。今年度の宮崎県最低賃金の改定決定について、宮崎県労働組合総連合（宮崎県労連）としての意見を以下の通り述べ、検討に反映されるよう求めます。

6月26日の目安諮問の際、加藤厚生労働大臣は「雇用か賃金か、慎重な選択を求める」と雇用を守るためには賃金を自粛すべきともとれる諮問を行いました。この「雇用か賃金か」とする選択そのものが誤りであるという視点から意見を申し述べます。

2020年4月、中小企業団体が「引き上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感のある水準決定を」とする「最低賃金に関する要望」を公表しました。新型コロナウイルスが蔓延する中で、多くの中小企業は政府の対策である資金繰りや雇用での「支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命に努力」しています。このことに心から敬意を表するとともに、現況の経済危機を乗り越えるためにも、経営努力に報いるためにも、最低賃金を引き上げが可能となる政府による支援の強化を求めます。

そもそも、今回の新型コロナウイルス感染拡大による経済の危機は、新自由主義によるアベノミクスが、労働者や中小企業を「儲け」の対象とし、大企業や株主の利益を優先する政策を行い、日本経済の基盤を衰弱させていたことによって被害が甚大となっています。国内総生産の6割近くを占める個人消費の拡大を経済政策の基調とすることへの転換が求められます。今必要なのは、大企業優先・富裕層厚遇を根本的に改める構造的な変革であり、政治・経済・社会・行政の基幹を国民本位・ボトムアップに転換することです。雇用の安定を図り、最低賃金を引き上げ、非正規雇用労働者の労働条件を引き上げ、消費税の税率を引き下げ、中小企業への大胆な財政支出などの実施によって、経済の循環を富裕層だけでなく、国民全体に広げることが、経済危機を回避し、持続的な経済発展への王道です。

2020年の宮崎県最低賃金審議会の審議において、以下の課題に関する方向が示されることを切に望みます。

1. 最低賃金の引き上げで生存権を脅かす低賃金の改善を

新型コロナウイルスの感染拡大のなか、補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した低賃金労働者、非正規雇用労働者の暮らしを直撃しています。その深刻さは、2008年のリーマンショックを上回り、世界恐慌に匹敵するともいわれます。

特に新型コロナウイルスの蔓延にあつて、国民の暮らしを支えるエッセンシャル・ワークの重要性が目されていますが、その労働現場は、多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えており、不安定な雇用による失業への恐怖と、蓄えがない世帯への収入の道が断たれること、さらに自らも感染しかねない恐怖とのたたかいとなっています。その背景に、非正規雇用労働者の拡大、不安定雇用による将来不安、低賃金の蔓延による格差と貧困がかつてなく進行しているところに困難の根深さがあります

喫緊に求められるのは、コロナ禍が終結するまでのそうした低賃金・非正規雇用労働者への賃金・収入の補償です。さらに中小企業や個人事業主が営業を継続できるための固定費の補償であり、社会保険料や

消費税などの大胆な減免措置の断行です。これらは、単なる景気対策ではなく、国民の“生存権”を守る緊急施策として、簡易に、迅速に、確実に実行される必要があります。

日本国憲法第 13 条は、「すべて国民は個人として尊重される」と定めており、一人ひとりが独立した存在として生活できることを保障しています。しかし、いまの日本の最低賃金制度は、それを保障する水準には届いていません。真に求められる賃金水準は、「8時間働いたら、人間らしくくらせる賃金」の保障です。

しかし日本では、依然として非正規雇用を「家計補助」「副収入」とする考え方が根強く残っています。それは旧来の「家」に固執する風潮が確固として残存しており、特に女性を「家に帰属する存在」と断定して、“主たる生計者”としない傾向です。女性労働者の過半数を占める非正規雇用労働者に対してその傾向が強く、女性の低賃金を“是”とする悪しき陋習となっています。

2月に総務省統計局の発表した2019年の労働力調査によれば、非正規労働者の割合は全体の38.3%になっています。“主たる生計者”が非正規雇用という事が珍しくない状況にあつて、少なくとも人間らしい生活ができる水準の最低賃金は、社会的に保障されるべきだと考えます。

2. 労働者の生計費に基づく最低賃金制度の実現を

中小企業団体からの要望書では「通常の事業の賃金支払い能力」に基づく主張しか行われていません。最も重要な視点である「労働者の生計費」の視点を中心において考えていく必要があります。

賃金は本来、労働者と使用者の交渉の合意による労働契約で決まるとされています。これは、近代市民法の大原則である「契約自由の原則」に基づくものです。しかし同時に、憲法第 25 条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。つまり最低賃金制度は、憲法第 25 条の生存権の保障を根拠として、契約自由の原則に修正を加えているのです。

さらに憲法第 27 条 2 項では「賃金、就業時間、休息その他の労働条件移管する基準は、法律でこれを定める」として、使用者に対して弱い立場にある労働者を保護する立法を国に命じています。労働者の多くが賃金に依存して生活を構成していることを斟酌すれば、賃金は生存権を保障する水準が保障されるべきであり、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではありません。

賃金を、「企業収益の分配」として考える「支払能力論」では、賃金が「労働の適正な対価」であるという大原則を見失わせてしまいます。

中小企業などの賃金支払いを困難にしている原因は、労働の対価を保障できる水準に届かない価格設定、流通機構の問題、搾取の自由などにあり、適正な賃金が保障できる価格設定が必要です。

なお、日本政策投資銀行の2019年の調査では、9割の企業が「人件費上昇を販売価格に反映できていない」と回答しています。小企業白書によれば、経常利益率は資本金が多い企業の方が高い。つまり、資本金がある企業が、しっかりと利益を確保しつつ、販売価格や下請け単価などを統制・抑制しているために、下請や資本金の弱い企業の経常利益率が低くなっているためです。

賃金には、憲法、労働基準法、最低賃金法に明記されている「健康で文化的な最低限度の生活」を充たす水準が不可欠であるとする最低賃金法第9条3項の理念が生きてきます。不況だからこそ、生活の基礎を構築できる賃金の底上げを図ることが強く求められます。

また、中小企業の労働分配率が高いことは、労働生産性が低いことよりも適正な単価による公正取引が行われていないこと、労働の対価としての基準設定が低いことに主な要因があります。

特に“BtoB”（企業対企業）では、発注企業や元請企業など上部企業による優越的地位の濫用や低単

価受注の押し付けなどによって中小企業の生産性が低く抑えられています。また“BtoC”（企業対個人では、国民に対する低賃金の継続により国民の消費意欲や能力が失われていること、あわせて大きな資本力をもつ企業による市場の価格支配により低単価が誘導され、消費価格に公正な単価が適正に反映されません。こうしたことによって、日本がデフレから脱却できない要因になっています。

金融広報委員会が公表した「2019年家計の金融行動に関する世論調査」によると、金融資産非保有世帯（貯金ゼロ世帯）は、「単身世帯：38%」、「2人以上世帯：23.6%」であり、単身世帯の4割、2人以上世帯の4分の1が、貯蓄がない状況です。

コロナ・ショックは、こうした蓄えのない世帯に、深刻な影を落としています。こうした世帯の多くは非正規雇用労働者など、不安定な雇用と低賃金により“その日暮らし”をさせられています。そして、社会の基幹であるエッセンシャル・ワークの中心を担っているのも、そうした低賃金の非正規雇用労働者です。社会生活の基礎を担う労働の対価として、現在の最低賃金の設定額は低すぎます。日常生活の基礎を担う労働に対し、大幅に引き上げる必要があり、それを支える中小企業支援策は、後退した現在の制度ではなく、社会政策・経済政策として大きく拡充することが求められます。

3. 賃金底上げで内需拡大こそが景気回復の道

2008年のリーマンショックの際、欧米各国は、労働者の賃金を引き上げて、内需の拡大を図り乗り切りました。先進国の中で、唯一日本だけが、雇用を崩壊させ、賃金を抑制し、輸出の増大などに依拠した企業利益に活路を求めて「経済復興」をすすめました。その結果、輸出によって多くの多国籍企業の利益は増大しましたが、国民の消費購買力は回復せず、深刻なデフレから抜け出せなくなりました。このような苦境を乗り切れることを口実に、賃金を抑制する「自粛」や「誤り」を繰り返してはなりません。

こうした世界にも類のない異常な日本の賃金抑制策は、規制緩和の推進、新自由主義の推奨による薄利多売・弱肉強食の拡大により放置されてきました。行政の無策によってもたらされた中小企業の経営困難の原因を、最低賃金の引き上げに求めるのではなく、低賃金・賃金抑制政策がもたらした経済に対する負の影響であることを直視せざるを得ません。

であるからこそ「不況だから」として、最低賃金を凍結や抑制するのではなく、大幅に引き上げることが、コロナ禍収束後の景気回復に必須の条件となります。そして、地域間格差を解消することが、だれでもどこでも安心して生活できる日本を築いていく上で求められる条件となります。特に地方・地域に集中する中小企業・零細企業を元気にすることがなければ、地方・地域の経済は回復しません。

また中小企業団体は、非正規雇用労働者などの「出勤調整」によって「最低賃金引き上げが人員不足に拍車をかけているとの指摘がある」と述べています。

女性の就業者数が初めて3000万人を超えました（総務省「労働力調査」2019年6月）。2012年12月の安倍政権誕生以来、人口が減少するなかで、女性労働者は約300万人増加し、男性も高齢者を中心に約100万人増加しました。また、2018年の15～64歳の女性の就業率は69.6%に達しています。女性と高齢者を労働市場に呼び込み、経済活性化を狙う「一億総活躍推進」が奏功したようにも見えます。

しかし、その内実は少し異なります。女性就業者数は増加しているのに、総労働時間は2018年秋を境に減少に転じています（労働力調査）。その背景として、「働き方」改革も一因だとは考えますが、最大の要因は、女性の就業者が300万人増えたといっても、そのうち週35時間未満のパート労働者が全体の8割以上を占めているからです。つまり増えたのは正社員ではなく、圧倒的多数が低賃金の非正規雇用労働者であり、女性の多数が非正規雇用労働者だからです。

ところで、女性の社会進出がすすむなか、制度面では、「103万円の壁」「106万円の壁」「130万円の壁」「150万円の壁」と、様々な“障壁”が指摘されています。103万円と150万円は税金の壁であり、106万円と130万円は社会保険料の壁です。年収103万円以下の配偶者を持つ人が、所得から38万円を控除できるため所得税の軽減につながる「配偶者控除」があります。この制度に対して、女性の働く意欲を削いでいるなどの批判は根強くあります。2020年から所得税の基礎控除が10万円引き上げられましたが、逆に給与取得控除が引き下げとなり、「103万円の壁」は改定されませんでした。

中小企業団体の要望書は「最低賃金で働く多くのパート主婦が、引き上げにより出勤調整を行っていることから、最低賃金の引き上げは人手不足に拍車をかけている」と指摘します。この「出勤調整」の要因として、先述の“障壁”が現前しており、最低賃金の設定額の引き上げとは議論の質が異なります。

日経ウーマノミクス・プロジェクトが2016年10月に女性会員に行った調査では、「配偶者控除の廃止」に向けた制度見直しに「賛成」と答えた人は79.7%、約8割となり、「反対」の意見を表明した8.5%を大幅に上回りました。いまこそこの“障壁”を取り除くための課税最低限度額の見直しが必要です。

中小企業団体の要望書では、「最低賃金を大幅に引き上げると、失業者が発生するリスクがあると考えるのが自然である」と述べています。2013年以降、毎年3%の水準で最低賃金が引き上げられていますが、年間失業率は目に見えて低下しています。こうした動きについて、中央最低賃金審議会でも「最低賃金と失業率の間に直接的な関係はない」と答申しています。

「最低賃金を上げると、失業が増えるのではないか」とする声に対して、ノーベル経済学賞を受賞したポール・クルーグマン教授は「少なくとも現代のアメリカのように最低賃金が低い場合、それを上げることが雇用にも悪影響を及ぼすという証拠は存在しない」として、「最低賃金が雇用にも及ぼす影響が極めて小さいという圧倒的な証拠を受け入れることを拒否している経済学者の頑固な一派が存在する」とも述べています。つまり、最低賃金が低ければ低いほど、引き上げによる雇用への影響は少なく、この件を立証する圧倒的な量のデータが存在すると述べているのです。

また中小企業団体の要望書は、「経済の地域間格差は当然ある」として、全国一律最低賃金制は地域経済発展の阻害要因であると主張します。最低賃金の引き上げは、「雇用を喪失させる」として、地域間格差があることで地域経済が活性化しているとまで述べています。その理由として、「地方の中小企業は大都市部の中小企業と比べて、1社あたりの付加価値が低い」と述べていますが、付加価値が低い原因は、政府が経済の地域間格差を黙認し、安い労働力を放置しているために、地方の生産性が低く抑えられているのです。

同じ品物でも、安い労働力で生産すれば、安い単価で販売できますが、その分、付加価値が低下します。公正価格の定めがなく、自由競争にさらされ、「弱肉強食」「薄利多売」を信条とする新自由主義経済ではなく、労働の価値を適正に価格に反映できる社会に変える必要があります。都道府県別人口の社会的増減率と地域最低賃金のグラフを重ねてみると、地域最低賃金の高い都府県への人口の集中が顕著になっています。それを見れば「直接的な影響がない」ということはいえないと思料します。

さらに、大都市圏への人口集中が、今回のコロナウイルスによる感染を深刻なものにしているという指摘もあります。実際の感染者は都市部に集中しています。それが“一極集中”による弊害ならば、人口集中に歯止めをかける具体的な施策こそが望ましいのではないのでしょうか。人口集中を促進する制度について、地域間格差について大胆に見直すことが求められています。

中小企業団体の要望書は、「Aランクの地域は生計費も高い」と一面的に述べ、人事院が公表する「標準生計費」と地域最低賃金を比較し、「労働者にとって金銭面でのアドバンテージがあるわけではない」と主張します。

毎年人事院が公表する標準生計費は、2019年の単身世帯（月額）の標準生計費の最高額は兵庫県の236,300円、2番目が香川県の160,738円、最下位は、和歌山県の89,007円、ブービーは鳥取県の93,530円でした。同じDランクであっても岩手県（143,520円）と鳥取県では1.53倍の差があります。

この標準生計費が、どのような生活様式・水準を基準として計算されているのか明らかにされておらず、その計算方法も開示されていないため検証が困難になっています。そういう曖昧な数値と地域最低賃金を比較して「差別はない」とすることは納得できません。

「仮に、最低賃金を全国で一元化すれば、地方では雇用の担い手である中小企業が経営不振に陥り、労働者は仕事を求めて都市部へ移動することが予見される」と述べていますが、全労連が行った街頭アンケートでは、「最低賃金が全国一律になった場合、地方で働く契機になるか」という質問に対して、約6割の労働者が「地方で働くきっかけになる」と回答しています。確かに、人口集中により、働き口も多く、賃金が高くなれば、労働者が大都市圏へ誘引される理由は多くあります。しかし現状のまま地域間格差を放置すれば、地方の衰退はさらに加速するだけです。

全労連が、全国で同じ手法を用いて実施している“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」の結果では、当たり前人間らしくらせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっており、大都市圏の方が生計費が高いとする根拠は存在しません。

最低賃金の凍結や抑制は、経済に対する負の効果しかありません。消費を向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1500円以上に引き上げることが必要です。同時にそれを補完する、利用しやすい中小企業の願いに寄り添った行政のすばやく力強い支援策の拡充は不可欠です。

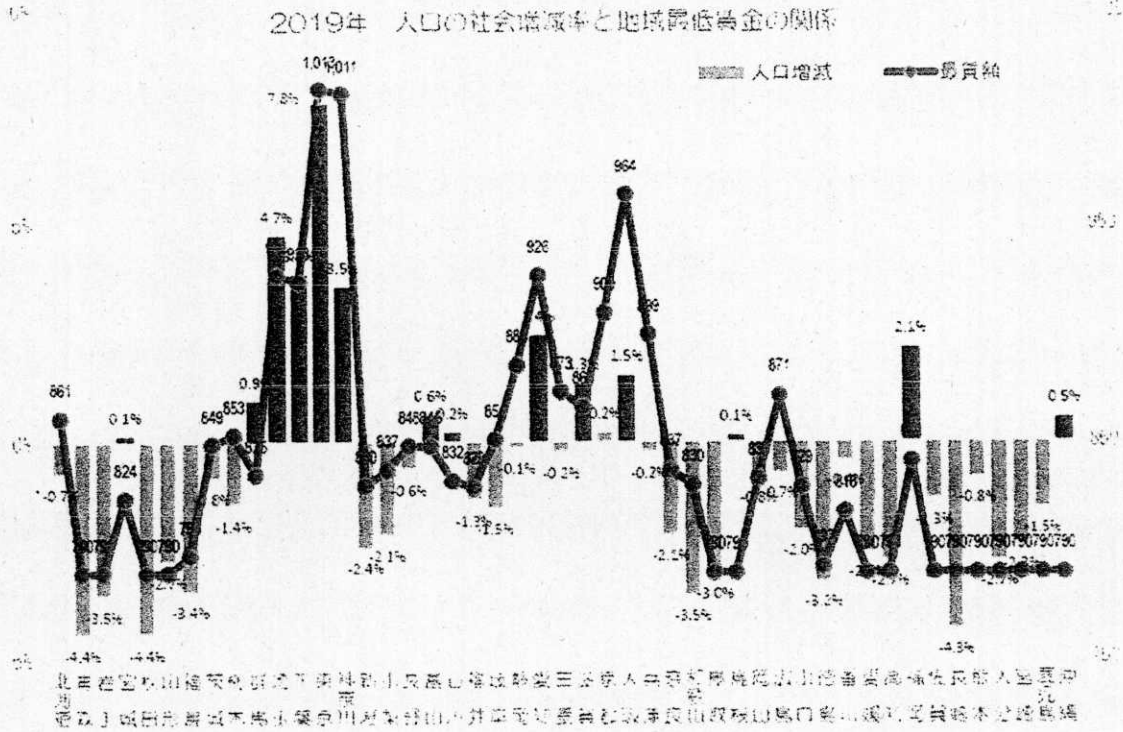
これまで述べたように、企業の支払い能力が優先され、「健康で文化的な生活」を具現化するうえで必要な生計費を賄えない最低賃金では、最低賃金の意味を為さないのではないのでしょうか。労働力人口の地域偏在を生むような制度では、地方経済の再生は果たせないと考えます。

宮崎県労連は、全国一律最低賃金制度への改正を求めておりますが、それに先立ち、一昨年までのような、最低賃金額改定の度に格差が広がっていく状態からの脱却、すみやかに最低賃金を1,000円以上にすよう求めます。

最低賃金の大幅な引き上げ、地域間格差の是正を強く求めて、宮崎県労連の意見とします。

以 上

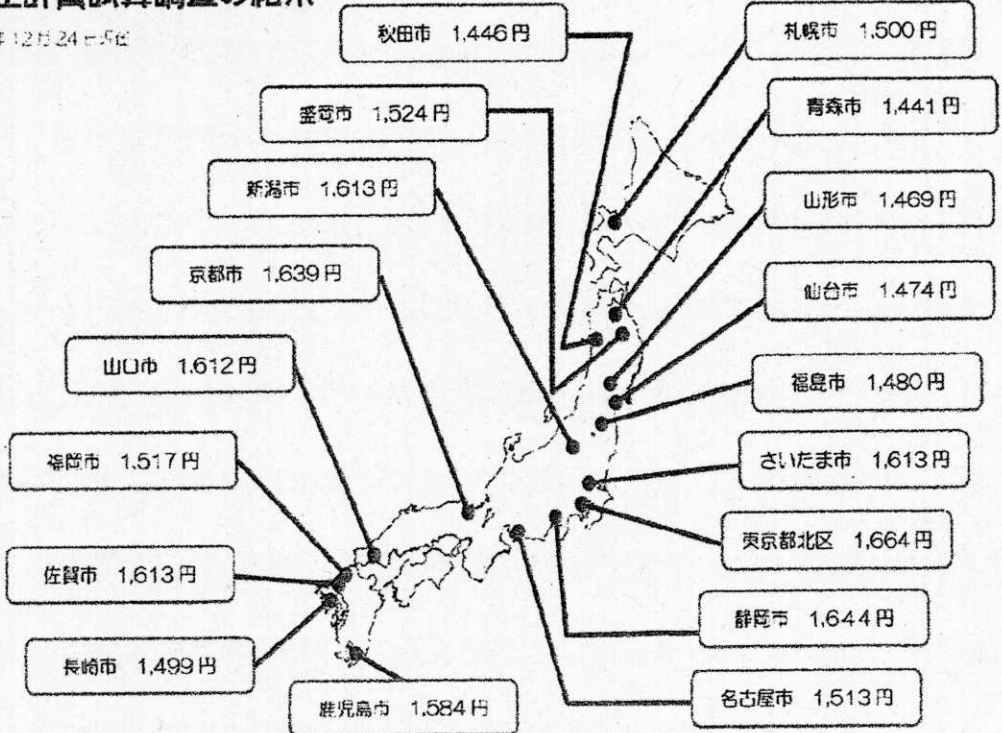
<参考>



全国どこでも変わらない生計費

最低生計費試算調査の結果

2019年12月24日現在



※全労連調べ

令和2年7月29日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子 殿

宮崎地方最低賃金審議会
運営小委員会
座長 森部 陽一郎

令和2年度宮崎地方最低賃金審議会
運営小委員会報告

当運営小委員会は、令和2年7月3日、令和2年度の最低賃金審議会の運営について検討した結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

- 1 宮崎県最低賃金の改正については、宮崎県最低賃金専門部会において次により審議することとする。

労働経済の情勢等及び最低賃金法の趣旨を勘案して慎重に審議し、中央最低賃金審議会から目安が提示された後、これを参考として、10月1日発効を目指すこととするが、審議の都合上これがかなわない場合においても早期の発効を目指し努力し審議を行う。

- 2 産業別最低賃金に係る審議については、次によることとする。
 - (1) 改正等の必要性の有無についての検討は、産業別最低賃金審議会検討小委員会において行うこととする。
 - (2) 改正決定等についての諮問があった場合の当該産業別最低賃金専門部会の結審は、年内発効を目指し努力するものとする。

3 地域別及び産業別最低賃金の金額改正に係る専門部会の審議の運営に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項（以下、「6条5項」という。）の規定を採用することとし、専門部会における専決をもって本審答申と同一の効力を有することとする。

なお、6条5項を採用するに当たっては、次のとおり運用することとする。

- (1) 6条5項の適用については、専門部会において「全会一致」で決議した場合に限ることとし、専門部会での結審に当たって、労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、または、本審開催の「申立て」を行った場合については、原則として3日以内に本審を開催して審議のうえ、結論を下すものとする。
- (2) 専門部会での結審に当たって専決を行った場合は、他の本審委員あて関係資料を送付するとともに、次回本審に報告するものとする。

4 地域別及び産業別最低賃金における審議に際しては、「全会一致」の結審に至るよう努力するものとする。

5 審議会（専門部会を含む。）の開催日の設定に当たっては、事務局において可能な限り早期に日程調整を行うよう努めるとともに、各委員は事務局の行う日程調整に協力するよう努めるものとする。

宮崎地方最低賃金審議会
宮崎県最低賃金専門部会委員名簿

令和2年7月29日

区分	氏 名	現 職
公益 代表 委員	はしくち たけかず 橋 口 剛 和	前宮崎県社会保険労務士会 会長
	まつおか ゆうこ 松 岡 優 子	西山・松岡法律事務所 弁護士
	もりべ よういちろう 森 部 陽 一 郎	宮崎公立大学人文学部 教授
労働者 代表 委員	くらもと きし 蔵 本 聡	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	なかがわ いくえ 中 川 育 江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
	のぐち ひでくに 野 口 英 邦	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 事務局長
使用者 代表 委員	おくの のぶとし 奥 野 信 利	宮崎県商工会連合会 専務理事
	か い まさふみ 甲 斐 正 文	宮崎県商工会議所連合会 専務理事
	かわの よういち 河 野 洋 一	宮崎県経営者協会 専務理事

各側五十音順
(敬称略)

宮崎労働局長
名 田 裕 殿

日本労働組合総
宮崎県連合会(連
会 長 中 川

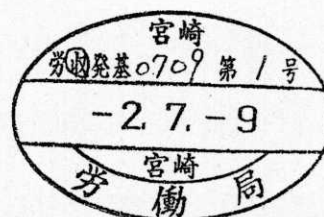


2020年度特定(産業別)最低賃金改正について

労働行政推進のため、日夜ご奮闘の貴職に対し心から敬意を表します。
さて、下記の特定(産業別)最低賃金について、金額改正の申し出を行いますので、審議をよろしくお願いいたします。

記

1. 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金
(1) 申出者
自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長(委員長) 今村彰博
2. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(1) 申出者
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会代表 秋山邦光
3. 宮崎県各種商品小売業最低賃金
(1) 申出者
宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事 西 広 継
4. 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
(1) 申出者
日本食品関連産業労働組合連合会 宮崎地区協議会
議 長 鬼 束 賢 一



以 上

令和2年度特定（産業別）最低賃金改正申出に関する要件審査結果

令和2年7月17日

名称	申出年月日	申出者	適用労働者数 〔A〕	合意のあった労働者数			比率	審査結果	申出内容
				労働協約・労使協定等	機関決定	合意署名			
宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金	令和2年6月30日	自動車総連宮崎地方協議会 販売部門連絡会 今村 彰博 議長（委員長）	人 2,830 (181)	人 1,136 (78)	人	人 1,136 (78)	40.1%	適	金額改正
宮崎県電子部品・予バイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	令和2年7月9日	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 宮崎地域懇談会 秋山 邦光 代表	人 8,080 (84)	人 349 (2)	人 2,597 (10)	人 2,946 (12)	36.5%	適	金額改正
宮崎県各種商品小売業最低賃金	令和2年6月29日	宮崎県小売産業界別最賃労組連絡会 代表幹事 西 広継	人 4,810 (75)	人 1,548 (1)	人	人 1,548 (1)	32.2%	適	金額改正
宮崎部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金	令和2年6月30日	日本食品関連産業界労働組合連合会 宮崎地区協議会 鬼束 賢一 議長	人 2,800 (45)	人	人 1,363 (4)	人 1,363 (4)	48.7%	適	金額改正

※（ ）内は事業所数または労組数